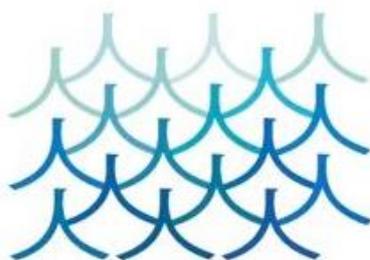


農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



日 南 市

平成 2 9 年 7 月 2 4 日

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、平成 21 年 3 月に 1 市 2 町が合併して誕生した宮崎県南部に位置するまちであり、海、川、山の変化に富んだ恵まれた自然環境を背景に、古くからの歴史文化に培われ、南国情緒豊かなまちを形づくっている。

温暖な気候を生かした超早場米やみかん等の農業、飼肥杉（おびすぎ）による林業、マグロ・カツオ漁業等が基幹産業であり、特に、飼肥林業は約 400 年の歴史を持ち、本市で育てられる飼肥杉は、加工が容易で光沢があり、シロアリに侵されにくい性質を持つことから、近年は大半が建築材として利用されており、沖縄や福岡、関西、関東をはじめ、中国、韓国にも出荷されている。

しかし、農林水産業者の高齢化や担い手不足など、本市の農林漁業は厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれることから、農林水産業経営体の経営改善対策が課題となっている。

そのため、本市のコンセプトである『創客創人』及び農山漁村再生可能エネルギー法の理念に基づき、本市の山間部を中心に賦存する木質バイオマスを始めとした未利用の地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用することで、農林水産業の活性化を図るとともに、循環型社会の構築を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (㎡)	備 考
A	日南市大字平野	844 番地 3	宅地	27,005	木質バイオマス発電施設

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	木質バイオマス発電	25.4 MW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
A	<p>木質バイオマス発電事業者が、未利用の地域資源である林地残材等由来の木質チップを長期的かつ安定的に購入することで、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 地域の林地残材等をチップ燃料として活用し、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。</p> <p>(2) 地域のチップ加工等の発電に関する産業により、雇用の創生等、地域の活性化を図る。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満としないようにする。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、『日南市美しいまちづくり景観基本条例（条例 220 号）』に基づいた適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、まずは木質バイオマス発電設備を 25.4MW 導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
その他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。